

歳出

款	項	金額
1 災害救助費		222,727
	1 災害救助費	222,727
歳出合計		222,727

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害救助基金貸付金	81,000	災害救助法の定めるところによる。	無利子	災害救助法の定めるところによる。
計	81,000			

4 平成23年度山梨県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成23年度山梨県母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ264,315千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金	1 繰入金	924
	1 繰入金	924
2 繰越金	1 繰越金	194,613
	1 繰越金	194,613
3 諸収入	1 貸付金元利収入	68,778
	2 雑収入	4
	合計	264,315

歳出

款	項	金額
1 母子寡婦福祉費		181,263

	1 母子寡婦福祉費	181,263
2 公債費	1 公債費	52,770
3 繰出金	1 一般会計繰出金	30,282
	歳出合計	264,315

5 平成23年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算

平成23年度山梨県中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,472,506千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		4,018

2	繰越金	1	繰入金	4,018
				1,179,650
3	諸収入	1	繰越金	1,179,650
				2,288,838
		1	貸付金償還金	2,288,836
		2	雑収入	2
歳入		合計		3,472,506

歳出

款	項	金額	
1	中小企業貸付金	3,472,506	
	1	中小企業貸付金	3,472,506
歳出	合計	3,472,506	

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
財団法人やまなし産業支援機構が、平成23年度において小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、県及び株式会社日本政策金融公庫又は銀行その他の金融機関から借入金並びに同機構の自己調達資金により行う設備貸与事業について損失を生じた場合、同機構に対しその損失を補償すること。	平成23年度から平成31年度まで	借入元本2,200,000千円及び自己調達資金100,000千円の元利合計金額(遅延利息を含む。)の45%以内(リースにあつては50%以内)	
財団法人やまなし産業支援機構が、平成23年度において、県及び金融機関からの借入金により行う県単独中小企業設備貸与事業について損失を生じた場合、同機構に対しその損失を補償すること。	平成23年度から平成30年度まで	借入元本1,000,000千円の元利合計金額(遅延利息を含む。)の45%以内(リースにあつては50%以内)	

6 平成23年度山梨県農業改良資金特別会計予算

平成23年度山梨県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ313,320千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位千円)

款	項	金 額	項 額

1 繰入金			
	1 繰入金	金	1,886
2 繰越金			280,495
	1 繰越金		280,495
3 諸収入			30,939
	1 貸付金償還金		30,838
	2 雑収入		101
	歳入合計		313,320

歳出

1 農業改良資金	款	項	金額
			313,320
1 貸付金		1 資金貸付金	313,320
歳出合計			313,320

7 平成23年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

平成23年度山梨県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,369,748千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入

款	項	金額
1 繰越金	繰越金	382,465
	繰越金	382,465
2 諸収入	貸付金元利収入	1,987,283
	合計	2,369,748

歳 出

款	項	金額
1 市町村振興資金	貸付金	2,369,748

	1 資金貸付金	2,330,358
	2 償還金	39,390
歳出	合計	2,369,748

8 平成23年度山梨県県税証紙特別会計予算

平成23年度山梨県県税証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,811,931千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県税証紙収入	1 県税証紙収入	1,811,929
	2 繰越金	2
合計		1,811,931

歳 出

款	項	金	額
1 繰 出 金			1,811,931
	1 一 般 会 計 繰 出 金		1,811,931
歳 出 合 計			1,811,931

9 平成23年度山梨県集中管理特別会計予算

平成23年度山梨県集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ110,844,425千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 使用料及び手数料			64,257
	1 使 用 料		64,257
2 繰 入 金			41,056

	1 繰入金	41,056
3 繰越金	1 繰越金	17,229
4 諸収入	1 振替収入	110,721,883
	歳入合計	110,844,425

歳出

款	項	金額
1 自動車管理費	1 自動車管理費	29,700
		29,700
2 給与管理費	1 給与管理費	110,702,287
		110,702,287
3 通信管理費		76,000

	1 通信管理費	76,000
4 車両燃料管理費		
	1 車両燃料管理費	36,438
歳出合計		110,844,425

10 平成23年度山梨県商工業振興資金特別会計予算

平成23年度山梨県商工業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61,613,074千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		29,720,246
	1 繰入金	29,720,246
2 諸収入		31,892,828
	1 貸付金償還金	31,892,828
歳入合計		61,613,074

歳 出

款	項	金額
1 商工業振興資金		61,613,074
	1 商工業振興資金	29,721,140
	2 一般会計繰出金	31,891,934
歳 出	合 計	61,613,074

11 平成23年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成23年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ106,913千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰 越 金		66,944
	1 繰 越 金	66,944

2 諸 收 入			39,969
	1 貸付金償還金		39,967
	2 雜 入		2
歲 入	合 計		106,913

歲 出

款	項	金 額
1 林 業 資 金 材 產 業 金 改 善 資 金 貸 付 金	1 資 金 貸 付 金	72,358
2 木 材 產 業 等 高 度 化 推 進 資 金 貸 付 金	1 資 金 貸 付 金	26,530
3 林 業 就 業 促 進 資 金 貸 付 金	1 資 金 貸 付 金	8,025
歲 出	合 計	106,913

12 平成23年度山梨県流域下水道事業特別会計予算

平成23年度山梨県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,768,955千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金	1 負 担 金	3,357,673
2 県 支 出 金	1 県 補 助 金	918,832
3 繰 入 金	1 繰 入 金	2,166,182
4 繰 越 金		10,267

		1 繰越金	10,267
5 諸収入			1
		1 雑入	1
6 県債			316,000
		1 県債	316,000
歳入	合計		6,768,955

歳出

款	項	金額
1 流域下水道費		4,676,905
	1 流域下水道管理費	3,097,753
	2 流域下水道事業費	1,579,152
2 公債費		2,091,050

	1 公 債 費		2,091,050
3 予 備 費			1,000
	1 予 備 費		1,000
歳 出 合 計			6,768,955

第2表 地方債

(単位千円)

起 債 の 日 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道事業費	316,000	普通債 貸券 借発 又行	9.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見た しを行つた 後において は、当該利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又はは低利に借換えをすることができるとする。
計	316,000			

13 平成23年度山梨県公債管理特別会計予算

平成23年度山梨県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ108,582,397千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 財産収入	1 財産運用収入	89,648
2 繰入金	1 一般会計繰入金	84,900,809
3 県債	1 県債	23,591,940
歳入	合計	108,582,397

歳出

款	項	金額
1 公債費		108,492,749
	1 公債費	108,492,749
2 諸支出金		89,648
	1 県債管理基金積立金	89,648
歳出	合計	108,582,397

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	23,591,940	普通債 貸券 借発 又行	9.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据

			しを行った後においては、当該見直し後の利率)	置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができるとする。
計	23,591,940			

14 平成23年度山梨県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度山梨県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間目標供給電力量 475,800,000キロワットアワー
(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 電気事業収益 3,617,478千円

第1項 営業収益 3,597,471千円

第2項 財務収益 13,791千円

第3項 事業外収益 6,186千円

第4項 特別利益 30千円

支出

第1款 電気事業費用 3,311,068千円

第1項 営業費用 3,152,731千円

第2項 財務費用 77,511千円

第3項 事業外費用 60,316千円

第4項 特別損失 15,510千円

第5項 予備費 5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,197,980千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額47,557千円、減債積立金291,377千円、中小水力発電開発改良積立金218,790千円、地域文化振興・環境保全積立金290,178千円及び過年度分損益勘定留保資金350,078千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入 193,081千円

第1項 固定資産売却代金 10千円

第2項 長期貸付金償還金 116,527千円

第3項 国庫補助金 76,534千円

第4項 工事負担金 10千円

支出

第1款 資本的支出 1,391,061千円

第1項 小水力発電所建設費 292,740千円

第2項 メガソーラー発電所建設費 199,687千円

第3項 水力発電設備改良費 421,131千円

第4項 業務設備改良費 11,550千円

第5項 水力発電地点等開発調査費 27,851千円

第6項 水力発電設備改良調査費 46,725千円

第7項 企業償還金 291,377千円

第8項 繰入金 100,000千円

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年 度	年 割 額		
1 電気事業費用	1 営業費用	発電総合制御所 監視制御システム 機器更新事業	53,050 千円	平成23年度	53,050 千円		
				平成24年度			
				平成23年度			
		野呂川発電所 三ツ滝取水 堤体改良事業	2,700 千円	野呂川発電所 三ツ滝取水 堤体改良事業	2,700 千円	平成23年度	2,700 千円
						平成24年度	
						平成23年度	
		西山発電所 西山ダム調整池 護岸補修事業	192,150 千円	西山発電所 西山ダム調整池 護岸補修事業	192,150 千円	平成23年度	73,500 千円
						平成24年度	
						平成23年度	
		1 資本的支出	3 水力発電 設備改良費	発電総合制御所 監視制御システム 機器更新事業	309,750 千円	平成23年度	105,000 千円
平成24年度							
平成23年度							
野呂川発電所 三ツ滝取水 堤体改良事業	99,750 千円	野呂川発電所 三ツ滝取水 堤体改良事業	99,750 千円	平成23年度	10,500 千円		
				平成24年度			
				平成23年度			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と事業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等

996,304千円

(たな卸資産購入限度額)

第 8 条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

15 平成23年度山梨県営温泉事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成23年度山梨県営温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給湯口数

541口

(2) 年間総給湯量 784,000立方メートル
 (3) 一日平均給湯量 2,148立方メートル
 (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 温泉事業収益 147,370千円
 第1項 営業収益 146,737千円
 第2項 営業外収益 623千円
 第3項 特別利益 10千円

支出

第1款 温泉事業費用 137,268千円
 第1項 営業費用 132,835千円
 第2項 営業外費用 2,923千円
 第3項 特別損失 510千円
 第4項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額71,285千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,395千円、建設改良積立金63,000千円及び過年度分損益勘定留保資金4,890千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入 10千円
 第1項 固定資産売却代金 10千円

支出

第1款 資本的支出 71,295千円
 第1項 温泉事業設備改良費 71,295千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与と費等 37,381千円
 (たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、2,273千円と定める。

16 平成23年度山梨県営地域振興事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度山梨県営地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 丘の公園年間総収容人員 231,288人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 地域振興事業収益 157,613千円
 第1項 営業収益 157,503千円
 第2項 営業外収益 100千円
 第3項 特別利益 10千円

支出

第1款 地域振興事業費用 212,939千円
 第1項 営業費用 203,830千円
 第2項 営業外費用 8,099千円
 第3項 特別損失 10千円
 第4項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額79,518千円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入 10千円
 第1項 固定資産売却代金 10千円

支出

第1款 資本的支出 79,528千円
 第1項 地域振興事業設備改良費 1,000千円
 第2項 他会計借入金償還金 77,528千円

第3項 予 備 費 1,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、80,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間